

旭川医科大学慶弔費取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和8年10月14日学長裁定)

旭川医科大学慶弔費取扱要項の一部を改正する要項

旭川医科大学慶弔費取扱要項（令和4年3月28日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(支出項目)	(支出項目)
第3 支出項目は、祝電、弔電及び供花とし、支出内容及び支出金額は、第4及び第5に規定する範囲とする。	第3 支出項目は、祝電、弔電、供花、記念品とし、支出内容及び支出金額は、第4から第6に規定する範囲とする。
(略)	(略)
(削除)	(記念品)
	第6 記念品として支出できるものは次の範囲とする。
	(1) 国際交流事業で、本学への来客に対し記念品等を贈呈する場合又は本学職員が外国の大学等へ赴き記念品等を贈呈する場合。
	(2) 本学が開催する記念式典で、出席者に対して記念品を贈呈する場合。
	(3) 広報宣伝を目的として本学のノベルティグッズを贈呈する場合。
	(4) 表彰規程等に基づいて、功労や功績があった本学の職員、学生又は学外者等に記念品を贈呈する場合。
	2 金額については、前項1号及び2号については1件3,000円（消費税を含まない。）、前項3号については1件500円（消費税を含まない。）を超えない範囲とし、前項4号については社会通念上妥当と認めら

(特別慶弔費)

第6 儀礼上又は慣行上特段の配慮が必要であるため第4及び第5の定めるところにより難しい場合には、特別慶弔費支出願(様式1)を作成し、大学運営会議に諮り学長の承認を得るものとする。

2 学長は前項の申請内容が適切でないと判断した場合は、理由を付して申請者へ差し戻すこととする。

第7 (略)

(削除)

附 則

この要項は、令和8年10月14日から施行する。

別表 1 (略)

様式1 (第6第1項関係)

【改正理由】

記念品に係る要項等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

れる範囲内とする。

(特別慶弔費)

第7 儀礼上又は慣行上特段の配慮が必要であるため第4から第6の定めるところにより難しい場合には、特別慶弔費支出願(様式1)を作成し、大学運営会議に諮り学長の承認を得るものとする。

2 学長は前項の申請内容が適切でないと判断した場合は、理由を付して申請者へ差し戻すこととする。

第8 (略)

(要項の改廃)

第9 この要項の改廃は、役員会の議を経なければならない。

別表 1 (略)

様式1 (第7第1項関係)

(新)

様式 1 (第 6 第 1 項関係)

令和 年 月 日

旭川医科大学長 殿

特別慶弔費支出願

下記のとおり慶弔費の支出を要しますので、承認願います。

記

支出項目	☐ 祝電 ☐ 弔電 ☐ 供花
実施責任者(所属長) 所属・職・氏名	印
慶弔費取扱要項第 4 及び第 5 の定めによ り難い事由	
支出内容	
支出予定金額	円 (消費税込み)
支出予算科目名	
支出予算部門名	
添付書類	☐ 実施の内容がわかる書類 ☐ 支出の根拠を証する書類 ☐ 見積書など金額がわかる書類
備考	

学 長	事務局長	事務局次長	財務課長	課長補佐	総務係長	契約担当係長

- ☐ 上記の支出を認める。
- ☐ 次の理由により、上記の支出を認めない。
- ()

(旧)

様式 1 (第 7 第 1 項関係)

令和 年 月 日

旭川医科大学長 殿

特別慶弔費支出願

下記のとおり慶弔費の支出を要しますので、承認願います。

記

支出項目	☐ 祝電 ☐ 弔電 ☐ 供花 ☐ <u>記念品</u>
実施責任者(所属長)	
所属・職・氏名	印
慶弔費取扱要項第 4 から第 6 の定めによ り難い事由	
支出内容	
支出予定金額	円（消費税込み）
支出予算科目名	
支出予算部門名	
添付書類	☐ 実施の内容がわかる書類 ☐ 支出の根拠を証する書類 ☐ 見積書など金額がわかる書類
備考	

学 長	事務局長	事務局次長	財務課長	課長補佐	総務係長	契約担当係長

- ☐ 上記の支出を認める。
- ☐ 次の理由により、上記の支出を認めない。
()